

評価技術企画ワーキンググループの設置について（案）

（平成28年3月29日 食品安全委員会決定）

1 評価技術企画ワーキンググループ設置の趣旨

近年、レギュラトリーサイエンスの進展に伴い、リスクアナリシスに係る新たな評価技術が国内外で開発されており、それらのリスク評価への導入が国際的潮流となっている。例えば、物質の構造活性相関に基づき、コンピュータ等を活用した評価方法（*in silico*手法）は、従来よりも迅速かつ効率的な評価が可能となることに加え、アニマルウェルフェアの観点からも注目されており、欧米を中心に導入が進められている。このような動向を踏まえ、我が国においても食品安全分野の各種ハザードに対し、新たな評価技術も活用した最適な評価方法を導入することにより、より科学的かつ国際水準のリスク評価を行うことが求められている。

これらの課題は、個別のハザードについて評価を行うものではなく、リスク評価に資する最先端の技術をどのようにリスク評価の実践に導入するかを検討するものであることから、分野横断的に企画・検討する必要がある。

このため、食品安全委員会に、新たに「評価技術企画ワーキンググループ（以下「WG」という。）」を設置する。

2 所掌事務

WGは、食品健康影響評価の実施に用いる新たな技術の企画等に関する事項について調査審議を行う。

3 構成及び運営

- (1) WGは、専門委員により構成し、その属すべき専門委員は、委員長が指名する。
- (2) WGに座長を置き、WGに属する専門委員の互選により選任する。
- (3) 座長は、WGの事務を掌理する。
- (4) 座長に事故があるときは、WGの構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- (5) WGの議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。
 - ① 会議の日時及び場所
 - ② 出席した専門委員の氏名
 - ③ 議題となった事項
 - ④ 審議経過
 - ⑤ 審議結果

- (6) 座長（座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。）は、WGの会議を招集し、その議長となる。
- (7) 委員は、WGに出席することができる。
- (8) 座長は、必要により、WGに属さない専門委員あるいは外部の者に対し、WGに出席を求めることができる。
- (9) WGの会議、議事録等は原則として公開とするが、個人の秘密等が開示され特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合においては、「食品安全委員会の公開について」（平成15年7月1日食品安全委員会決定）に準じて取り扱う。
- (10) WGにおける調査審議等への参加については、「食品安全委員会における調査審議方法等について」（平成15年10月2日食品安全委員会決定）に準じて取り扱う。
- (11) WGの調査審議の結果は、食品安全委員会に報告する。

4 その他

上記に定めるもののほか、WGの運営に関し必要な事項は、座長がWGに諮って定める。

5 施行日 平成28年4月1日から施行する。